第1章

信書便事業の概況

通信手段の一つである信書の送達の事業は、130年以上もの間、 郵便事業として、国が独占して行ってきましたが、平成15年4月から 信書便法が施行され、郵便事業とは別の信書便事業として、民間事業 者の参入する途が開かれました。

この章では、「信書」とはどのようなものか、信書便事業にはどれくらいの事業者が参入し、どのようなサービスを提供しているのか、といったことをご紹介します。

第1節	信書便事業とは	2
	1 「信書」とは	
	2 信書便法の目的	
	3 信書便事業の類型	
	4 主な信書便サービス	
第2節	信書便事業の現況	<u> </u>
	■ 参入事業者数と役務の種類別提供者数の推移	
	2 参入事業者の規模、主たる事業	
	🖪 地域別参入状況	
	4 引受通数の推移	
	5 売上高の推移	
	6 事業者数と売上高の比較	

第一節信書便事業とは

1「信書」とは

「信書」とは、はがきや手紙のように、特定 の受取人に対して、差し出した人の意思を表 示したり、事実を通知する文書をいいます (郵便法第4条第2項)。

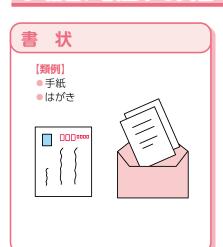
はがきや手紙のほかにも、請求書や契約 書、招待状、証明書、一部のダイレクトメー ルなども、特定の受取人に対し内容を伝える ために送付する場合は「信書」に該当します。

「信書」は通信手段であり、憲法が保障する 通信の秘密を保護する必要があることから、

「信書」についての秘密を侵すことは禁止さ れています。また、他人の「信書」の送達の 事業は、日本郵便株式会社と信書便事業者の みが行うことができ、宅配事業者の宅配便や メール便、郵便局のゆうパックやゆうメール で「信書」の送付を行うことは禁止されてい ます (P20 参照)。

なお、信書便法では、「信書」そのものだけ ではなく、信書の包装及びその包装に封入さ れる信書以外の物を含めた「信書便物」を単 位として、様々な取扱いを定めています。

◎ 信書に該当する文書の例





【類例】

- 納品書 ●領収書 ●見積書
- 願書
 - ●申請書 ●申込書 ● 契約書 ●依頼書
- ●申告書
- ●照会書 ●回答書 ●承諾書
- ●レセプト (診療報酬明細書等) ●推薦書 ●注文書
- ●年金に関する通知書・申告書
- ●確定申告書 ●給与支払報告書





【類例】 ●結婚式等の招待状 ●業務を報告する文書

会議招集通知の類



許可書の類

【類例】

- 免許証
- 認定書
- ●表彰状
- ※カード形状の資格の認定書など を含みます。



証明書の類

【類例】

- ●印鑑証明書
- ●戸籍謄本
- 健康保険証
- 車検証

- 産業廃棄物管理票 ●振込証明書
- 納税証明書
- ●住民票の写し
- ●登記簿謄本
- ●履歴書
- 保険証券 ● 輸出証明書
- 健康診断結果通知書・消防設備点検 表・調査報告書・検査成績票・商品の 品質証明書その他の点検・調査・検査 などの結果を通知する文書







ダイレクトメール

- 文書自体に受取人が記載されて いる文書
- 商品の購入等利用関係、契約関 係等特定の受取人に差し出す趣 旨が明らかな文言が記載されて いる文書



信書便物

信書そのもの



信書と信書以外のものを封入した包装



※ 信書に該当しない文書の例

書籍の類

【類例】

- ●新聞
 - ●雑誌
- ●会誌
- ●手帳
- ●ポスター ●講習会配布資料
- ●作文
 - ●研究論文 ●卒業論文
- ●裁判記録 ●図面
- ●設計図書

●会報

●カレンダー







カタログ



小切手の類

【類例】

●手形 ●株券 ●為替証書





プリペイドカードの類

【類例】

- ●図書券 ●商品券
- プリントアウトした電子チケット

¥1000 商品券 図書券 ¥500

乗車券の類

【類例】

●航空券

~~ 航空券

●定期券

●入場券



定期

入場券

クレジットカードの類

【類例】

● キャッシュカード ● ローンカード





会員カードの類

【類例】

- ●入会証
- ●ポイントカード
- ●マイレージカード







ダイレクトメール

- ●専ら街頭における配布や新聞折り 込みを前提として作成されるチラ シのようなもの
- 専ら店頭における配布を前提とし て作成されるパンフレットやリーフ レットのようなもの



その他

【類例】

●説明書の類

(市販の食品・医薬品・家庭用又は事 業用の機器・ソフトウェアなどの取扱 説明書・解説書・仕様書、定款、約 款、目論見書)

- ●求人票
- ●配送伝票
- ●名刺
- ・パスポート
- ●振込用紙
- ●出勤簿

2 信書便法の目的

信書便法は、「民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資する」ことを目的としています。

これは、従来、国家独占とされてきた信書

の送達の事業に競争原理を導入することにより、利用者の選択肢を拡大し、その利便の向上を図ることを目指すとともに、引き続き、信書の送達の役務の日本全国におけるあまねく公平な提供(ユニバーサルサービスの提供)を確保するため、これに支障のない範囲で信書の送達の事業への民間事業者の参入を認めるという趣旨を定めたものです。



3 信書便事業の類型

信書便事業には2つの類型があります。

1 一般信書便事業 ……………

「一般信書便事業」とは、「信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務のうちに一般信書便役務を含むもの」です。

「一般信書便役務」とは、長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm、30cm及び3cm以下であり、かつ、重量が250g以下の信書便物を国内において差し出された日から原則4日以内に送達する信書便の役務です。

一般信書便事業を営む許可を受けた一般信書便事業者は、一般信書便役務を必ず提供しなければなりませんが、他の信書便役務については任意に提供することができます。例えば、長さが40cmを超える信書を送達日数の制限を設けずに送達する役務を提供することや、特定信書便事業の取り扱う長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超える信書を送達する役務も提供できます。もちろん、一般信書便役務のみを提供することでも構いません。

#<u>下線部</u>は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第70号) (公布の日(令和2年12月4日)から6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行)による改正後(改正前は3日以内)

「特定信書便事業」とは、次のいずれかに該当する信書便の役務のみを他人の需要に応ずるために提供する事業です。

- ① 長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの(以下「1号役務」といいます。)。
- ② 信書便物が差し出された時から 3 時間以内に当該信書便物を送達するもの(以下 [2 号役務] といいます。)。
- ③ 料金の額が800円を下回らない範囲内に おいて総務省令で定める額を超えるもの (以下「3号役務」といいます。)。

参考:信書便法改正による信書便役務の範囲拡大

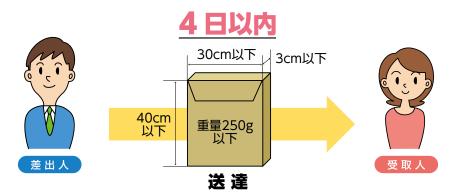
○ 1 号役務: 取り扱うことのできる信書便物のサイズを3 辺計90cm超から3辺計73cm超まで拡大 (A3サイズ大の封筒まで取扱い可能に)

○ 3 号役務: 取り扱うことのできる信書便物の料金の額 を1通1,000円超から1通800円超まで拡大 ※法改正施行日 平成27年12月1日

一般信書便事業

国民生活にとって基礎的な通信サービスを確保する観点から、「一般信書便役務」^(*)と呼ばれるサービスを提供することを条件にすべての信書の取扱いが可能となる事業です。

※ 軽量・小型の信書便物(長さ 40cm・幅 30cm・厚さ 3cm 以下で重量 250g 以下)を全国均一料金にて 全国で引き受け、国内において原則 4 日以内に配達するサービス



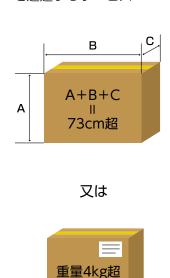
#<u>下線部</u>は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第70号)(公布の日(令和2年12月4日)から6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行)による改正後(改正前は3日以内)

特定信書便事業

特定の需要に応えるサービスを提供するもので、以下のいずれかに該当するサービスの みを提供する事業です。

①大きい / 重いサービス (1 号役務)

長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス



②急送サービス (2号役務)

差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス



送 達 3 時間以内



③付加価値の高いサービス (3号役務)

料金の額が800円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(国内は800円)を超えるサービス



800 円を超える料金

4 主な信書便サービス

現在、信書便事業者が提供している主なサービスをご紹介します。

(1) 巡回集配サービス ……………… 対象信書の例 通知文書、依頼文書、指示文書

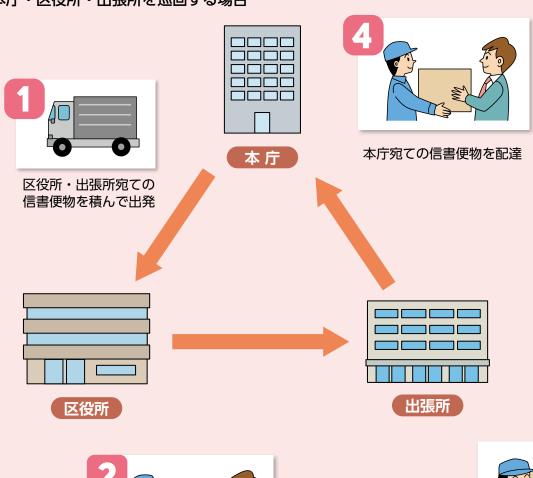
一定のルートを巡回して、各地点で信書便 物を順次引き受け、配達するサービスです。 自治体(本庁、出張所、学校、図書館ほか)、

企業(本社、支社、営業所間ほか)や、大学 (キャンパス間ほか) などで利用されていま す。



サービスの流れ 例

本庁・区役所・出張所を巡回する場合



区役所宛ての 信書便物を配達 本庁宛ての 信書便物を引受け



出張所宛ての 信書便物を配達 本庁宛ての 信書便物を引受け



(2) 定期集配サービス ………………………… 対象信書の例 通知文書、指示文書、請求書

一定のルートを定期的に運行して、各地点 で信書便物を順次引き受け、配達するサービなどで利用されています。 スです。企業の内部(本社から支社、支社か

ら営業所ほか)や、企業間(取引先間ほか)



サービスの流れ 例

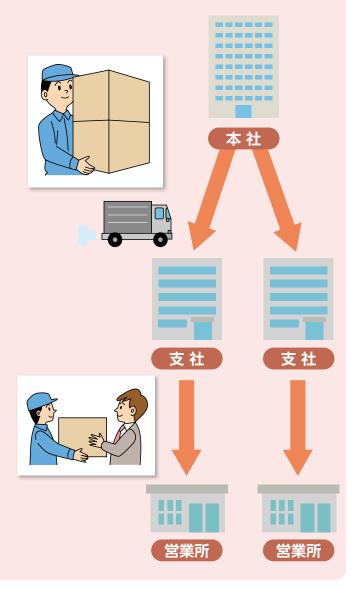
信書便事業者と利用者(顧客) との間で、あらかじめ、運行する ルートや地点数、スケジュールな どの仕様を調整します。



本社など(起点)で、支社など (各集配先) あての信書便物につ いて、通数などを確認の上、引き 受けます。



ルートに従って運行し、支社な どで信書便物の通数などを確認の 上、配達するとともに、その支社 など(起点)から営業所など(各 集配先)あての信書便物につい て、通数などを確認の上、引き受 けます。



ルートに従って運行し、営業所 などで信書便物の通数などを確認 の上、配達します。

③ ビジネス文書の急送サービス ………… 対象信書の例 請求書、領収書、見積書

請求書や領収書などの信書便物について、 比較的近い距離や限定された区域内を急送す るサービスです。引き受けた配送員がそのま

ま直接配達する方法と、ハブ機能を持たせた 営業所を経由して運びつなぐ方法があります。



サービスの流れ 例

- 利用者(顧客)がコールセン ターに連絡し、引受場所、配達先 などの情報を知らせます。
- コールセンターが、指定された 引受場所に最も近い配送員に連絡 し、引受けを指示します。
- 配送員が指定された引受場所ま で取り集めに出向き、信書便物を 引き受けます。



指定された配達先まで直接向か い、信書便物の通数などを確認の 上、配達します。

営業所を経由するパターン

引き受けた信書便物を、ハブ機 能を有する営業所まで一旦運び、 そこで方面別に区分して配達先の 地域を担当する別の配送員が配達 先に向かい、通数などを確認の 上、配達します。



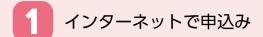
4 メッセージカードの配達サービス ………… 対象信書の例 慶弔メッセージ

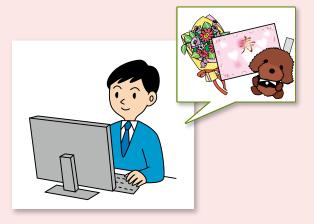
お祝いやお悔やみといったメッセージをイを印刷し、そのカードを装飾が施された台紙 ンターネットや電話、FAXで受け付けた後、 配達先に比較的近い地域でメッセージカード

やぬいぐるみなどと一緒に配達するサービス です。



サービスの流れ 例



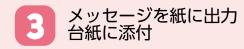
















利用者の声

上天草市は、熊本県西部、有明海と八代海が接する天草地域の玄関□に位置し、人□約 2. 6万人。天草地域に浮かぶ大矢野島、上島、その他の島々から構成されており、市の 大部分が雲仙天草国立公園に含まれています。

市では、以前から、障害福祉サービス事業所等において公共サービス等の一部を担うことにより障がい者の社会参加及び自立支援を図る制度を設けています。その制度の理念を踏まえ、市役所本庁と市の施設との間の公文書等の集配業務を、地元の障がい者の就労支援を行う特定非営利活動法人に委託しています。

以下は、文書集配に関するご担当者の方からお聞きした話です。

- ① 公文書集配業務を委託した経緯を教えて ください。
- ↑ 平成 20 年度に、現在の委託先である信書便事業者から、障害者の社会参加や自立支援を推進するため、市の公共サービスの一部を担うことができないかとの相談がありました。

この相談を受け、信書便事業者としての 許可を取得していただき、平成22年度か ら公文書等の集配業務の委託を開始しまし た。

- ① 公文書の集配先や巡回について、具体的に教えてください。
- A 集配先は、市役所各庁舎、支所及び市立 病院の5か所で、往復約65kmの経路を 毎日巡回していただいています。
- ① 公文書等の集配業務の委託を始めるに当たって苦労されたことや工夫されていることはありますか。
- ↑ 委託を開始して最初の数日間は、市の職員が同行し、誤配送を防ぐことや効率的な受渡しができるよう、業務従事者とともに、配送先と信書便物の宛名が間違っていないかの確認や、集配業務を2時間程度で終えることができるよう調整を行いました。

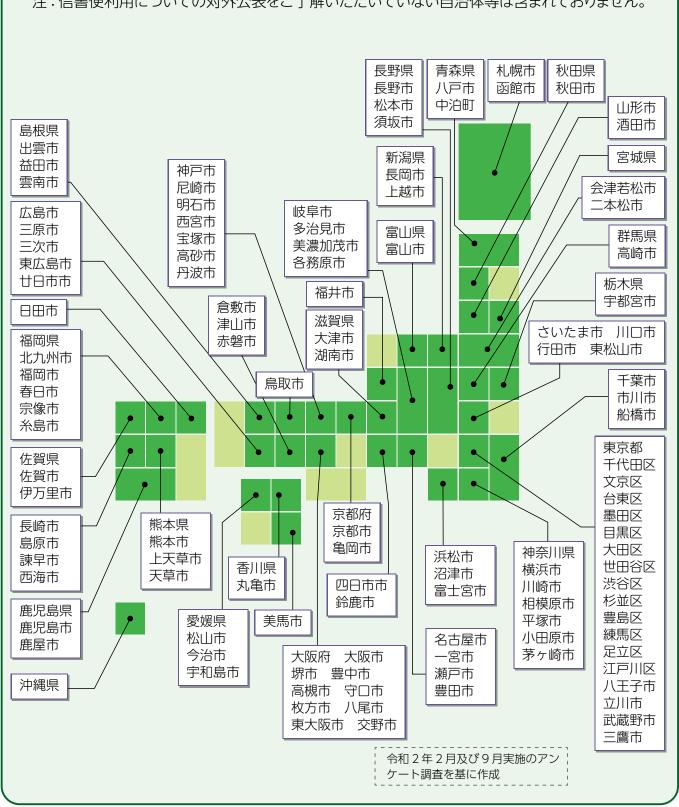
- ① 公文書集配業務を委託してからこれまで の間の効果などについて教えてください。
- ↑ 集配業務には 2 時間ほどの時間を要し、 市の職員において毎日巡回することは、 年々減少している職員数や増加する業務量 の都合により厳しい状況であるため、公文 書等の集配業務を委託することで、市政運 営の円滑化及び住民サービスの向上につな がっています。
- () 信書便事業者に今後期待することなどはありますか。
- ↑ ハンディキャップを抱える業務従事者に とっては、集配するものが大きかったり、 又は重かったりする場合は、荷役の際に相 当な負担となりますので、他の業務従事者 の方と協力しながら、これからも安全に業 務に従事していただきたいと思います。





公文書集配業務の信書便事業者への委託状況

注:信書便利用についての対外公表をご了解いただいていない自治体等は含まれておりません。



信書便事業者の声

大阪府に本社を置くA社は、令和元年8月から信書便事業に参入し、1号役務を展開しています。

以下は、このサービスのご担当者の方からお聞きした話です。

- () 普段どのような信書を取り扱っていますか。
- ↑ 親会社の郵便物の仕分け及び集配業務を 行っています。またグループ会社の郵便物 も取り扱っています。
- () 信書便事業に参入することとした経緯を 教えてください。
- A 取り扱う親会社やグループ会社の郵便物には信書が含まれるため、信書も取り扱うことができるよう、信書便法に基づく特定信書便事業の許可を受け、参入しました。
- 信書便の業務の流れを教えてください。
- ↑ 集荷先の親会社やグループ会社の工場など約 10 拠点には、建物やそのフロアごとにポストが約 130 個設置されており、これらを 7 ルートに分けて、集配車や徒歩により郵便物を集荷・配達しています。

ポストから集荷された郵便物は、郵便物 仕分け室にて、社内便はそれぞれの宛先に 仕分けを行った上でポストに配達します。

また、社外便は郵送手続きを行い発送します。集配車は 1 日計約 20 回往復しています。

- (信書の秘密の保護などについて、従業員に対する教育としては、具体的にどのような取組をされていますか。
- ↑ まず入社時に個人情報保護の教育を実施するとともに、秘密保持誓約書を取り交わしています。また総務省発行の資料を使用し、勉強会や、スタッフ間でのディスカッションを行い、秘密の保護の重要性を確認する取組を行っています。

- () サービスの提供に当たって苦労された点は何ですか。
- ↑ ポストの数が多く、はじめのうちは設置場所を覚えることに苦労します。また部署名の変更や、部署のロケーション変更に伴うポストの場所の変更があると、誤配してしまう可能性が高まります。

対策として、事前に変更に関する情報を 収集し、スタッフで共有することを徹底 し、仕分け後の検品にはより注意を払うよ うに取組んでいます。









第2節 信書便事業の現況

1 参入事業者数と役務の種類別提供者数の推移

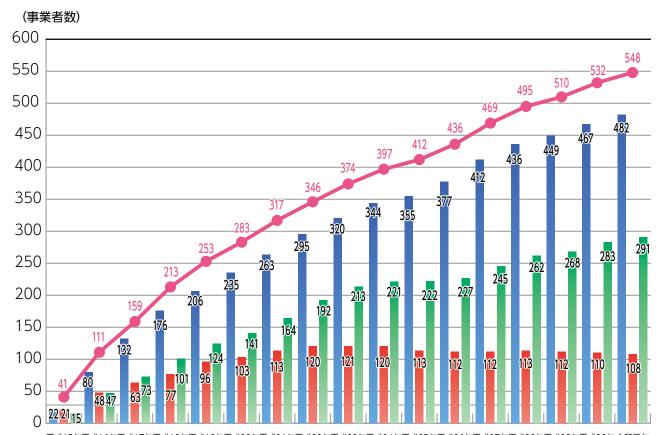
一般信書便事業への参入はないものの、特定信書便事業への参入は増加を続けており、 令和元年度末時点で548者となっています。

役務別に見ると、1号役務と3号役務を提供する事業者の割合が多くなっています。こ

のうち1号役務については地方公共団体における公文書集配業務の受託を見込んで、また3号役務については高いセキュリティを必要とする信書便物も取り扱えるよう、許可を取得する事業者が多いためと考えられます。



図表 1 事業者数及び役務の種類別提供者数の推移(年度末時点)



平成15年平成16年平成17年平成18年平成19年平成20年平成21年平成22年平成23年平成24年平成25年平成26年平成27年平成28年平成29年平成30年令和元年

1号役務(長さ・幅・厚さの合計が73cm超又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務)

■ 2号役務(差し出されたときから3時間以内に信書便物を送達する役務)

3号役務(料金の額が800円超の信書便物を送達する役務)

事業者数

※複数の役務を提供する事業者がいるため、事業者数と役務の種類別提供者数の合計は一致しません。

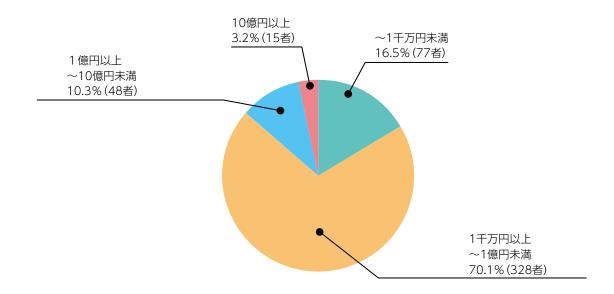
2 参入事業者の規模、主たる事業

信書便事業者のうち会社形態の事業者を資本金別に見ると、1億円未満が全体の約87%を、その中でも1千万円未満が約17%を占めており、会社形態以外の個人事業者が13者いることをあわせ考えると、小規模な事業者による参入も比較的容易であるとみることができます。

また、参入事業者が信書便事業の他に営んでいる主たる事業としては、貨物運送業が大多数を占めており(約74%)、その他に警備業、障害者福祉事業、ビルメンテナンス業、電気通信サービス業などがみられます。



図表 2 会社形態の参入事業者(468者)の資本金規模(令和元年度末時点)



図表3 参入事業者が営む主たる事業(令和元年度末時点)

業種別	事業者数	業種別	事業者数	業種別	事業者数	
貨物運送業	404	廃棄物処理業	5	信書送達業	1	
警備業	34	情報サービス業	3	港湾運送業	1	
障害者福祉事業	18	不動産業	3	労働者派遣業	1	
ビルメンテナンス業	16	印刷業	3	その他卸売・小売業	8	
電気通信サービス業	7	倉庫業	2	その他サービス業	34	
旅客運送業	6	建設業(造園工事)	2			
計						

※ 548 者のうち個人事業者は 13 者

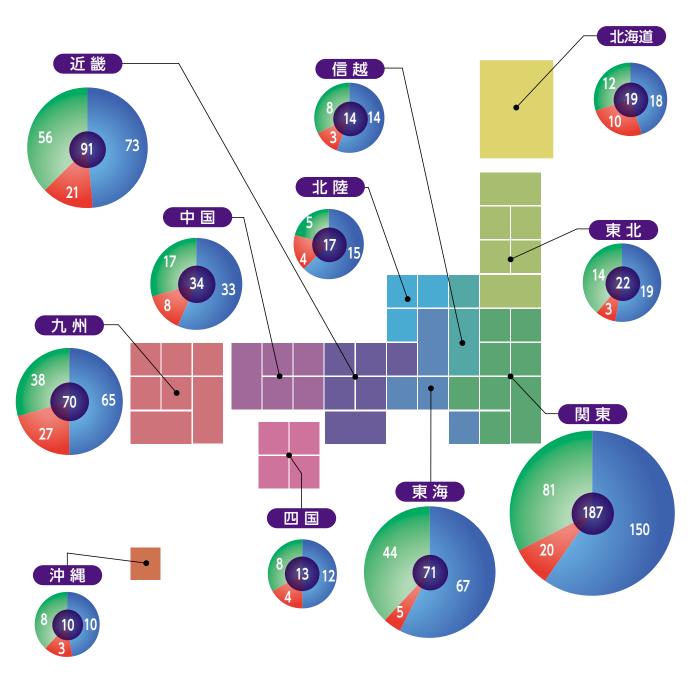
3 地域別参入状況

本社所在地別の参入事業者数は、関東が 187 者(約 34%)と多く、次いで近畿の 91 者(約 17%)、九州の 70 者(約 13%)の順となっています。



図表 4 地域別事業者数 (本社所在地別) 及び役務別提供者数 (令和元年度末時点)





※複数の役務を提供する事業者がいるため、事業者数と役務の種類別提供者数の合計は一致しません。

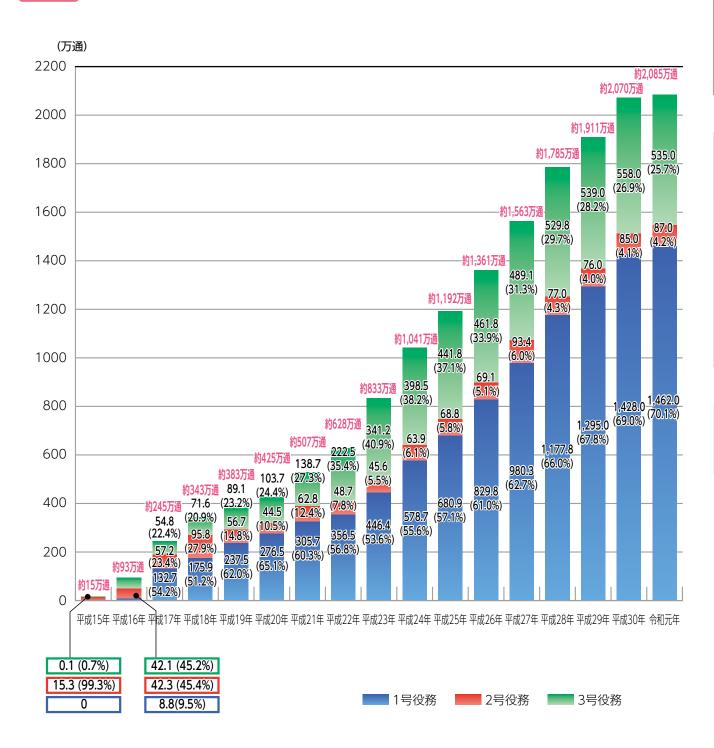
4 引受通数の推移

事業者数の増加にあわせて引受通数も伸びており、令和元年度においては全体で約2,085万通(前年度比約0.7%の増加)となり、そのうちの3分の2を1号役務が占めています。

役務別の引受通数は、1 号役務が約 1,462 万通 (70.1%)、3 号 役 務 が 約 535 万 通 (25.7%)、2 号役務が約 87 万通 (4.2%) と なっています。



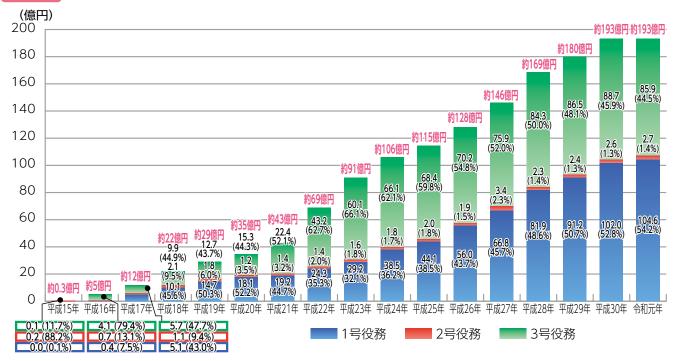
図表 5 役務別引受通数の推移(年度別)



5 売上高の推移

令和元年度においては全体で約193億円 (前年度から約0.3億円の減少)となりました。 役務別に見ると、売上高総額のうち、1号 役務が約 104.6 億円 (54.2%) と高く、次いで 3 号役務が約 85.9 億円 (44.5%)、2 号役務が約 2.7 億円 (1.4%) となっています。

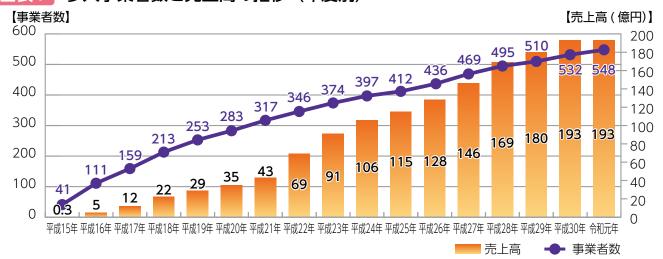
図表 6 役務別売上高の推移(年度別)



6 事業者数と売上高の比較

参入事業者数と売上高の推移を比較する と、令和元年度は事業者数の増加に対し売上 高は横ばいとなっています。

図表7 参入事業者数と売上高の推移(年度別)



※事業者数は各年度末現在の数字です。